

令和2年6月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 令和2年6月24日(水) 13時10分～14時30分

場 所： 開成町立文命中学校 会議室

出席者： 井上教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、上野委員、本澤委員

【事務局】遠藤教育委員会事務局参事兼生涯学習課長、岩本学校教育課長、尾川学校教育課学校教育班長

議 事：

1) 開会 教育長より開会の宣言

2) 会議録署名人の指名 本澤委員が指名された。

3) 議事

《報告事項》

(1) 学校休業に対応した学びの保障について

・資料1について説明した。

○教育長 報告事項(1) 学校休業に対応した学びの保障について私から説明させていただきます。資料1をご覧ください。

前回の5月定例教育委員会でもお話しましたが、臨時休業により35日の課業日数を失いました。中止又は延期となった主な事業としては、家庭訪問、授業参観懇談会、林間学校、修学旅行、遠足、体育祭等があります。

学校再開にあたって、現行の規則を改正することなく運用として長期休業期間を変更させていただきます。

まず、第1学期終業日を令和2年7月31日までとします。夏季休業期間は、8月1日から8月16日までとします。幼稚園にあつては、8月1日から8月30日までとします。

第2学期についてですが、小・中学校にあつては、8月17日から12月25日までとします。幼稚園にあつては、8月31日から第2学期を開始します。

冬季休業期間ですが、12月26日から1月5日までとします。

第3学期は、1月6日から3月25日までとします。

続いて、この期間変更により生み出される課業日についてですが、7月については、例年の課業日が14日のところ、7日間創出され、21日となります。8月については、例年の課業日が0日のところ、10日間創出され、10日となります。12月については、例年の課業日が18日のところ、1日創出され、19日となります。1月については、例年の課業日が15日のところ、2日創出され、17日となります。合計すると20日創出されます。これにより、先ほどご説明したとおり、失われた課業日35日のうち20日間(約57%)、取り戻すことができる予定です。年間予定との比較では、91%程度は回

復する見込みです。したがって、今後、学級閉鎖等が発生しなければほぼ予定どおり授業を消化することができます。さらに、各学校においては、余剰時数をもっているのです、これらも活用すれば、ほぼ臨時休業前に予定していた授業時間数をクリアできることとなります。文部科学省も今年度については、カリキュラムを消化できなくても問わないという方針を出しています。

説明は以上です。何かご質問はございますか。

○全委員 意見なし。

(2) 学校閉庁日等学校の働き方改革について

・資料2について説明した。

○教育長 報告事項(2)学校閉庁日等学校の働き方改革について私から説明させていただきます。

○事務局 今年度、学校の働き方改革としては、大きく2つ実施させていただきます。

1点目が、学校閉庁日の実施です。こちらについては、昨年度、協議させていただきましたが、令和2年度は、8月13日、8月14日、12月28日、1月4日の4日間実施させていただきます。神奈川県において、学校閉庁日を実施していない自治体が開成町、真鶴町、湯河原町、箱根町の4町であり、当町としても今年度から実施させていただくものです。

コロナウイルスによる一斉休校もあり実施するか否か迷いましたが、教員の働き方改革も推進しなければならない現状にもありますのでやらさせていただきます。

なお、学校閉庁日は年次休暇、夏季休暇、振替休暇等の既存の休暇制度を活用するものであり、新たな休暇制度を創設するものではありません。

学校閉庁日の期間は、全く学校は不在となりますので、事前に保護者、学校関係業者等には周知をまいります。

続いて、2点目として音声対応電話(留守番電話)についてです。こちらは、今年度の当初予算として確保することができました。

昨年度、夏季休業期間中に試行として勤務時間外の電話を受けないという試みを実施しました。事前に保護者等に周知をさせていただきましたが、結果的にはトラブルは起こりませんでした。そのような実績もございますので、今年度から留守番電話応答装置を設置し、本格運用まいります。なお、真に緊急な案件があった場合は、教育委員会事務局を経由して学校長に申し伝える仕組みを検討しているところです。

続いて、1学期の通知表についてです。通知表を出すか否かは基本的に学校長の裁量事項ですが、こちらについては、コロナウイルスによる臨時休校後の学校再開においては、通常とは異なる授業となっているため多面的な評価がしにくい状況にあります。このような状況も

あり、各学校長から1学期の通知表は出さない方向で検討している旨の申し出がありました。その代わりとして、担任と保護者との個別面談を実施する予定です。

1学期分の評価については、第2学期の評価に加味して、通知表として各家庭にお渡しすることを考えています。これにより、1学期分の子どもたちの頑張りが成績に反映されないということもなくなるので、学校長の意向のとおり、1学期については通知表を出さなくても問題が生じないと考えています。

説明は以上です。何かご質問はございますか。

○委員 個別面談の時期はいつ頃を予定しているか。夏季休業中に実施するのか。

○教育長 中学校については、8月17日に実施します。小学校は1学期末に実施する予定です。特に今年度は、家庭訪問、授業参観、懇談会などを行っておらず、保護者と一度も話す機会がありません。このような理由もあり、個別面談を実施させていただきます。他にご意見はございますか。

○全委員 意見なし。

(3) 時間外勤務及び休日勤務に関する協定について

・資料3について説明した。

○教育長 報告事項(3)時間外勤務及び休日勤務に関する協定について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。時間外勤務及び休日勤務に関する協定書についてですが、今回、町教育委員会と西湘地区教職員組合との間で36協定を締結したので報告させていただくものです。

まず、本協定の対象者ですが、教員を除く学校事務職員、学校栄養士が対象となります。当町の場合は、4月1日時点では県費の学校事務職員が3名、学校栄養士は1名の4名対象者がおります。協定書の中身を簡単にご説明します。全部で6条から構成されています。

第1条では、甲は、公務の運営に当たり、正規の勤務時間内に公務が終了するよう計画し、時間外勤務及び勤務を命じないよう努めるとなっています。

第2条では、前段においては、時間外勤務、休日勤務は公務の必要上、やむをえない場合に限り命じることができると規定しています。後段においては、育児短時間勤務の職員にあっては、その職員に時間外を命じなければ公務の支障に著しい支障が生じる場合に限って認められるとしてあります。いずれの場合も、健康面、家庭面に配慮しなければならないとされています。

第3条では、職員の時間外勤務について規定しておりますが、1日5時間、1か月45時間、1年間360時間を上限とします。

第4条では、育児又は介護を行う職員の時間外勤務について規定しております。第1項のなかでは、「条例第14条の2第2項」とあり

ますが、こちらは、3歳に満たない子のある職員を指します。第2項では、「第14条の2第3項」とありますが、こちらは、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員を指します。同じく「第14条の2第4項」とありますが、こちらは、要介護者を介護する職員を指します。これらの職員については、時間外勤務を短くするよう申し出た職員にあっては、1か月について24時間、1年間において150時間を超えて時間外勤務を行わせることができません。

第5条では、甲は、職員に対し、1箇月について2日を超えない範囲内において、休日勤務を行わせることができると規定しています。2項では、前項の規定により勤務した場合の勤務時間数は、前2条に規定する1箇月及び1年間の時間数に含むものとする規定していません。

第6条では、この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしています。2ページ目については、時間外労働、休日労働に関する協定届になります。説明は以上です。

- 教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何か質問はございますか。
○全委員 質問なし。

(4) G I G Aスクールの進捗状況について

- ・資料4について説明した。

○教育長 報告事項(4) G I G Aスクールの進捗状況について事務局から説明してください。

○事務局 資料4をご覧ください。G I G Aスクールの進捗状況について、ご報告させていただきます。

先日、6月19日に開催された開成町議会6月会議の補正予算において、このG I G Aスクール関連予算を上程させていただきました。予算内容については、児童、生徒の端末購入費、家庭学習のための通信機器購入費、学校からの遠隔学習ツールとしてカメラ、マイク等の購入費、機器保守業務委託料等を含めて歳出合計としては1億211万1千円の補正予算を計上し、原案どおり可決されました。予算審議のなかでは、機器導入後の活用、研修等に関する質問がメインでした。

今後のスケジュールですが、3ページをご覧ください。

まず、ネットワーク工事ですが、6月19日に設計業務が完了し、今後、7月中にネットワーク工事業者の選考にかかる入札事務を行います。工事は、8月から11月末までの予定です。

端末の導入については、6月議会で補正予算が成立したので、これから入札事務に入ります。7月下旬に入札を行い、仮契約を締結し、その後随時会議を開催し、本契約を締結する予定です。町の契約規則では、700万以上の動産を買い入れる場合、議会の承認が必要となるためです。端末の納入については、契約後から11月末までを目途に導入してまいります。

端末導入については、教員分を先行的に導入することを考えていま

す。

資料4の4ページは、G I G Aスクール構想の実現に向けた計画等確認書です。

こちらの確認書は、このG I G Aスクール構想を実現するために今後活用を予定している公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を申請するにあたって、提出が必要となるため、今回の教育委員会会議に上程させていただくものです。

確認項目としては、5項目あります。

1点目が、I C T活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画です。確認内容としては、1人1台端末をはじめとするI C Tを十分に活用する計画となっているか、I C Tの活用状況を適切に把握し、その結果を踏まえてフォローアップを行う計画となっているか、指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応を行う計画となっているか、があります。

2点目が、通信ネットワーク環境整備計画です。確認内容としては、1人1台端末環境で支障なくI C Tを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境が整備されている又は整備する計画となっているか、インターネット接続については、同時利用率を考慮して1台あたり2M b p s程度の通信速度を確保する、または整備する計画となっているか、L T E等の民間サービスの活用を予定する場合には、通信料の確保について記載されているか、があります。

3点目が、学習者用コンピュータ配備計画です。確認内容としては、直近の学校基本調査（確定値）による児童生徒数に照らして、適切な整備台数となっているか、地方財政措置算定分（3人に1台）について、2022年度までに自治体の一般財源で整備する計画となっているか、があります。

4点目が、広域・大規模での共同調達実施計画です。確認内容としては、端末の共同調達を行う場合には、共同調達の実施計画について概要が記載されているか、があります。

5点目が、計画の取扱い等に関する計画です。確認内容としては、計画について、総合教育会議や教育委員会会議等に諮っている又は諮る予定があるか、計画について、自治体のホームページ等により公表することが予定されているか、があります。

5ページには、各計画の具体的な目標を記載しています。

1点目のI C T活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画では、各年度におけるI C T活用目標を記載しております。

まず、令和元年度では、小学校、中学校において週1回程度～月1回程度活用を考えています。令和2年度（目標）では、同年度に整備を行い、各学校において、整備後、各クラス1日1～2回以上活用を考えています。令和3年度（目標）では、各学校において、各クラス1日2～3回以上活用を考えてします。令和4年度（目標）では、各学校において各クラス1日2～3回以上活用を考えています。令和5

年度（目標）では、各学校において、各クラス1日2～3回以上活用を考えています。

指導体制の強化や働き方改革（校務の効率化）への対応としては、2022年度までにICT支援員1人配置（3校に1人）を考えています。デジタル教材を教員間で共有したり、授業では端末を使って児童に共有したりすることで、授業準備や授業中の負担を軽減します。また、打合せや連絡を校務支援システム上で実施することで校務の効率化の推進を目標とします。

達成状況を踏まえたフォローアップとしては、各年度終了後、各学校の活用状況を取りまとめて公表します。目標未達成の学校については、ICT活用に関する研修を実施します。各年度のICT活用指導力調査の結果を踏まえて、各学校に対する研修を実施します。

2点目の通信ネットワーク環境整備計画ですが、

校内LAN整備計画として、町内の小中学校は、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度中に2Mbpsの校内LAN整備を予定しています。インターネット接続については、光回線/ケーブルテレビにより、令和2年度中に増強し、同時利用率を考慮して1台あたり2Mbps程度の通信速度を確保します。

3点目の学習者用コンピュータ配備計画ですが、令和2年度中に町内の小中学校の児童生徒に学習用コンピュータの1人1台配備を目標とします。

4点目の広域・大規模での共同調達実施計画ですが、こちらについては、町単独で整備する方針が決定していますので共同調達実施予定なしとします。

5点目の計画の取扱い等に関する事項ですが、本計画は、町教育委員会会議に諮り、町のホームページ等で公表します。説明は以上です。

○教育長

ただいま、事務局から説明がございました。なお、校内LAN整備工事ですが、現状の2.5倍の容量をカバーできる工事を実施し、児童・生徒が一斉にLANを使用しても耐えられるものを整備していきます。何かご質問はございますか。

○委員

具体的な導入予定の端末等は決まっているのか。また、自宅への持ち帰り等使用方法も決まっているのか。

○事務局

端末については、様々な機種を検討させていただきましたが、近隣市町の導入予定端末、金額、アプリケーションなど総合的に勘案し、あくまでも現時点では、グーグルクロームブックを基本線として考えています。特に、教員が異動先の学校でもスムーズに活用できるよう、近隣市町の多くが導入を予定しているグーグルクロームブックはメリットが大きいと考えています。

また、導入後の使用についてですが、各クラスに充電キャビネットを整備するので、基本的に学校で使用し、下校時にキャビネットに戻して帰るということを考えています。仮にコロナウイルス感染拡大の第2波のような事態が起きれば、自宅学習のツールとして持ち帰りを

特例的に認める場合もあろうかと思いますが、基本的には学校で使用することを想定しています。

- 教育長 他にご質問はございますか。
- 全委員 質問なし。

(5) 社会科副読本の改訂について

・資料5について説明した

○教育長 報告事項(5)社会科副読本の改訂について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料5をご覧ください。社会科副読本の改訂についてです。令和3年度から小学校3年生、4年生で使用する社会科副読本の改訂内容の概略についてご説明させていただきます。

この社会科副読本は、3年に1度、策定しているものですが、今回の改訂の一番の特徴としては、1ページ目のリード文のところにあるように10年に一度の学習指導要領の改訂のタイミングと同じであり、副読本の内容についてもそれに合わせて大幅に改訂をすることです。

副読本の改訂にあたっては、各学校の教員、教育委員会事務局等の関係機関が連携して策定するものですが、今回は、コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた回数編集委員会を開催することができません。そこで、事務局の方で大枠を作成し、教員の負担を軽減する方向で進めていきます。

1ページから2ページにかけて改訂の基本方針を記載しています。全部で7つあります。

1点目は、新学習指導要領に準拠したものとするため、目次は大幅に変更します。

2点目は、次の学習指導要領改訂までの10年間を見通した内容とします。

3点目は、子どもが興味関心を持てるように各小学校の指導計画や教科書を参考にしてページ構成をします。

4点目は、著作権の都合上、イラストは教育委員会事務局が配布したイラストを使用します。

5点目は、統計的な数値や写真は最新のものとします。

6点目は、策定にあたって必要となる資料、電子データ等についてはフォーマット化して教育委員会事務局が各学校に配布します。

7点目は、町の発展、変化にあわせた内容を書き加えます。

改訂本の活用年数ですが、令和3年度から令和5年度までの5年間とし、令和3年度には、小学校3年生と4年生に配布し、令和4年度と令和5年度には小学校3年生に配布します。発行部数は1000部の予定です。

作業工程ですが、ご覧のとおり編集委員会は、全7回を予定しています。

3 ページ目をご覧ください。改訂の内容についてですが、さきほどご説明したとおり、新学習指導要領の改訂により内容が大きく様変わりします。具体的な変更点としては、3 ページ目の下段のとおり4点あります。

1 点目が、学習内容の枠組みが小学校3年生と4年生で明確に分けられました。

2 点目が、主に4年生で扱うことの多かった消防や警察署の学習は3年生に位置付けられました。

3 点目が、4年生の災害は「自然災害」として独立して新しい内容として残ります。

4 点目が、地域の歴史的な内容は3年生では、主に「市区町村の移り変わり」を、4年生では「都道府県」についての様子や移り変わり、伝統文化、自然災害を学ぶことになりました。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。

○委員 改訂作業にあたる委員は何名いるのか。

○事務局 5名程度です。開成小学校教頭の椎野教頭が委員長を務めています。このほか、小学校の3、4年生の担任教諭に策定委員メンバーとして入ってもらっています。

○教育長 社会科副読本については、これまでは、3、4年生の2年間で学習する内容が示されていましたが、今回の改訂により3年生、4年生それぞれの学年で学習する範囲が明確にされたことが特徴的です。

○委員 町では、3、4年生共通の指導計画を策定しているのか。

町というよりは、各学校で指導計画を作っていますが、社会科副読本の範囲まで指導計画をつくるという段階には至っていませんので、策定が必要であると認識しています。

○委員 策定メンバーになられた学校の教員は、この社会科副読本の策定にあたっては、夏季休業を利用して策定作業にあたると思う。今年度は、コロナウイルスの影響により夏季休業が短くなっているため、担当になられた教員の負担軽減はしっかり考えてほしい。

○教育長 ご指摘のとおり、コロナウイルスにより教員の負担が増えている現状がございますので、今回の社会科副読本の改訂にあたっては、事務局で大枠をある程度つくり、真に教員の力が必要なところをお願いするというかたちで進めてまいります。他に何かご質問はございますか。

○全委員 質問なし。

(6) 経過報告、今後の予定について

・資料6について説明した。

○教育長 報告事項(6)経過報告、今後の予定について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料6をご覧ください。6月の経過報告です。6月1日は、登校指導を実施しました。6月12日から7月1日まで令和2年

度教科書採択にかかる教科書展示会が足柄上合同庁舎において開催されています。6月15日は登校指導日でした。6月19日は開成町議会6月定例会議が開催され、GIGAスクール構想実現にかかる端末費用等の予算を認めていただきました。6月24日本日、6月定例会教育委員会となっております。

続いて、7月の予定です。7月1日は登校指導日です。7月8日は、足柄上採択地区採択検討会が南足柄市役所大会議室で13時から開催されます。井上教育長、村岡委員の出席をお願いします。昨日、事務局の南足柄市教育委員会から通知がございまして、コロナウイルス感染症対策のため出席人数を制限する旨の連絡がございました。したがって、検討会への出席は、井上教育長、村岡委員の2名でお願いします。7月10日は、園長・校長会を実施します。また、同日の午前中に第1回教科書採択にかかる勉強会を開催する予定でしたが、園長・校長会との調整がつかず中止とさせていただきます。したがって、7月14日の教科書勉強会で町としての希望順位図書の順位案を決定させていただければと考えています。昨年と同様に、希望順位採点表の電子データをメールでお送りするので、各教育委員の皆様の順位をつけたものを7月13日までに事務局を提出していただき、それをまとめた集計資料をもとに勉強会を開催したいと考えています。勉強会の日程としては、1日しかございませんので、効率的な勉強会となるようご協力ください。7月15日は登校指導日です。7月17日は定例会教育委員会を開催させていただき、町としての正式な希望順位図書を決定させていただきます。場所は、町民センター中会議室Aです。

7月27日は、午前中に足柄上郡採択地区協議会（第2回）が開催されるので、その日の13時30分から臨時教育委員会を開催させていただき、正式に採択教科書の決定をさせていただきます。

7月31日は園・学校（1学期）終業式となっております。説明は以上です。

（2）開成町立学校の様子について

○教育長

学校臨時休校が終了し、6月から園・学校がスタートしました。中学校においては、6月15日から部活動の募集が開始されました。部活動自体は、放課後1時間程度の活動ということになっています。また、中学校体育連盟の大会が、今年度すべて中止となりました。ただし、生徒の部活動の場を確保する観点から、足柄上・南地区で交流大会のようなものを7月23日から7月26日までの4日間を使って、行う予定です。

文命中学校については、今年度在籍生徒数が509名で、1市5町で最も生徒数が多い中学校となりました。同様に、開成南小学校については、今年度の在籍児童数が631人であり、2市8町で最も児童数が多い小学校となる可能性があります。開成小学校についても、507人であり、1市5町のなかでは4番目に児童数が多い学校となる

可能性があります。児童・生徒数の増加に伴い、多様な子供、保護者が増えてきているように感じます。そのような多様性に対応できるような学校現場となるために自治会、学校運営協議会等とうまく連携してやっていく必要があると思います。

幼稚園については、6月末まで分散登園を続けます。園バスについては、すでに運行を開始していますが、密にならないよう注意してまいります。今年度の在籍園児数は、218人であり、県内の公立幼稚園では最も園児数が多いです。現場では、3密対策で苦勞しているところですが、特に幼稚園給食が民間委託となったばかりであり、給食提供の方法も簡易給食を基本するなど、例年とは異なる対応に追われている状況です。

町内すべての園・学校において、コロナウイルスの影響を受けた対応が中心となっており、教員の方もあまり気疲れしないようバランスを意識した働き方が必要だと考えているところです。

閉 会 ： 教育長より閉会の宣言